

令和3年（2021年）4月14日

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会
構成機関・団体の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

イベント等に係る感染防止策の徹底について（通知）

イベント等については、令和3年（2021年）3月4日付け通知により、イベント等の開催に係る留意事項を遵守のうえ開催していただくようお願いしているところです。

今般、令和3年（2021年）4月9日付けで、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より事務連絡がありました。

当該事務連絡において、「施設類型などにかかわらず、引き続き、業種別ガイドラインの遵守を要請するとともに、多数の者が集客行為等により密集する場合には催物の開催制限に基づく感染防止策等を遵守することが適当」とされていることを踏まえ、各所管施設等について、通常よりも多くの者の密集が見込まれる場合は、イベント等の開催と同様、業種別ガイドライン及びイベント等の開催に係る留意事項に準じて運営していただくよう、貴機関・団体所属の会員等へその旨周知してください。

なお、イベント等の開催にあたっては、これまで同様に、業種別ガイドライン及びイベント等の開催に係る留意事項を遵守していただくよう改めてお願いします。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者等は、県に事前相談が必要です。施設の運営についても、多くの者の密集が見込まれる場合には、同様に御相談ください。

（添付資料）

- ・令和3年4月9日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
- ・イベント等の開催に係る留意事項について（3月1日から当面4月末まで）

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

田村・浦江

直通：096-333-2239（内線 5948, 5947）